

## 定期監査の結果

### 1 監査の期間

平成26年4月3日から平成26年5月12日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

子ども部子ども課

・幼稚園(平坂)

・保育園等(白ばら、西野町、寺津、巨海、一色、一色西部、横須賀、吉田、東幡豆)

#### (2) 対象期間

平成25年4月1日から平成26年2月28日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

また、管理者におかれては、事務事業が適切に執行されるよう、管理・監督に努められたい。

#### (1) 子ども課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約が散見された。

(イ) 消防設備点検業務委託契約締結伺いにおいて、1者随意契約の正当な理由の記載がなかった。

(ウ) 飛散防止フィルム貼付工事の契約において、4者から見積を徴していたが、各業者の施工面積が相違していた。

(エ) 物品供給契約において、契約書に供給者の記載がもれており、かつ、「西尾市物品等供給契約約款」が添付されておらず、契約書として不十分なものが散見された。

(オ) 保育サービス第三者評価業務委託契約書において、愛知県福祉サービス第三者評

- 価機関の評価業務実施要項第3条第2項及び愛知県福祉サービス第三者評価機関の業務実施要領第2で定められた契約書に記載すべき事項が盛り込まれていなかった。
- イ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。
- ウ 私立幼稚園保育料等補助金交付事務において、要綱第8条に「設置者は、減免措置の方法を12月31日までに市長に報告するものとする」とあるが、報告を受けていなかった。また、補助金交付申請を2月に受け付けていた。要綱に則った適切な事務処理をされたい。
- エ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の算定誤り又は週休日の手当の支給率の誤りにより、支払額を誤って支払っていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。
- オ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、同一週を超えて勤務時間の割振りをした場合、時間外勤務手当（25/100）を支給しなければならないが、支給されていなかった。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。
- カ 週休日の振替えで、「職員の手引について」の中で示された取扱いでは、1日単位の振替えを半日ずつ振替えることはできないとなっているが、半日ずつ振替えがされていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。
- キ 臨時職員の出勤簿に消せるボールペンが使用されていた。不正目的での使用は認められなかったが、他市では不正に使用され問題となった事例もあった。過去に文書取扱主任会議で公文書での使用を禁止するよう説明があったとおり、今後は使用禁止を徹底されたい。

## (2) 幼稚園、保育園等

- ア 公印（園長印）の使用で、公印使用簿に記載せずに公印を使用していた。公印の重要性を認識し、西尾市公印規則第8条第3項の規定により適正な事務処理をされたい。
- イ 備品の管理で、備品登録手続きがされていないものがあった。西尾市財産管理規則及び西尾市物品管理要綱に則った適正な管理をされたい。
- ウ 園児の主食代の集金で、徴収簿の領収印もれがあった。徴収簿は領収の証拠となる書類であり、また、主食代集金の管理の基礎となるものであるため、適正な記載をされたい。